

【 注射 】

20 急性肝炎重症型又は肺高血圧症に対するプロスタンディン点滴静注用 500 μ g の投与について

《平成29年9月25日》

○ 取扱い

外科手術時ではない、「急性肝炎重症型」又は「肺高血圧症」に対する、プロスタンディン点滴静注用 500 μ g の投与は、原則として認めない。

○ 取扱いを作成した根拠等

プロスタンディン点滴静注用 500 μ g の適応は、外科手術時の 1. 低血圧維持と 2. 異常高血圧の救急処置に使用目的が特化されている製剤である。

したがって、外科手術時の使用ではない、「急性肝炎重症型」又は「肺高血圧症」の治療のためのプロスタンディン点滴静注用 500 μ g の投与は、原則認められないと判断した。